

令和8年度

## 橋本市上水水質検査計画



橋本市上下水道部

## 目 次

1. 基本方針	1
2. 水道事業の概要	1
3. 水質基準にかかる計画事項	3
(1) 水質管理上の留意事項	3
(2) 定期の水質検査	4
(3) 臨時の水質検査	5
(4) 法第20条第3項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容	5
(5) その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項	5
1) 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し	5
2) 水質検査の精度と信頼性確保	5
3) 関係者との連携	6
4) 水質管理目標設定項目及びダイオキシン類にかかる事項	6
5) クリプトスポリジウム等の検査について	6
4. 水質検査計画及び検査結果の公表	6

## 1. 基本方針

橋本市水道事業の水質検査について、基本方針を下記のとおり定めます。

### 記

- ① 安全でおいしい水を安定的に供給します。
- ② 需要者が信頼できる水道水の供給を図ります。
- ③ 効率的な水質検査を目指し、合理的な判断で品質の高い水の供給を行います。
- ④ 地域性を考慮した水質検査を行います。
- ⑤ 水質検査計画について毎事業年度の開始前に需要者に対して情報提供を行います。

上記の基本方針に基づき清浄な水を供給するため、適正な施設の管理、水質検査項目・検査頻度・採水地点の選定を行い、需要者が信頼して利用できる水道を目指します。

## 2. 水道事業の概要

### 1) 供給状況

- ア) 給水人口 57,715人(令和7年3月31日現在)
- イ) 年間取水量 7,860,010 m<sup>3</sup>(令和6年度)
- ウ) 一日最大取水量 26,940 m<sup>3</sup>(令和6年度)

### 2) 水源の名称及び場所並びに種別

- ・取水地点 橋本市取水場 橋本市隅田町芋生 表流水(紀の川)

### 3) 浄水場の名称及び場所並びに浄水方法

- ・橋本市浄水場 橋本市隅田町真土100番地 急速ろ過

### 4) 計画給水人口及び計画給水量(橋本市水道事業)

- 計画給水人口 67,100人(第5次拡張事業)
- 計画給水量 30,900 m<sup>3</sup>/日

### 5) 施設の概要

安定水利権において

1日あたりの最大取水量 30,412 m<sup>3</sup>

水源 紀の川(昭和55年供用開始)



### 3. 水質基準にかかる計画事項

#### (1) 水質管理上の留意事項

原水及び浄水場出口の全項目検査を年4回実施します。なお、近辺の状況や汚染の要因の有無、水質管理上「優先すべき対象項目等」留意事項は下記のとおりです。

#### ① 原水の水質状況及び水質管理上の留意事項

採水地点：取水口(紀の川)

[原水水質現況]

表流水で上流にし尿処理場及び下水処理場があるため、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがあります。

[原水水質管理上の留意事項]

クリプトスポリジウム指標菌が検出されるため、浄水処理は確実にを行う必要があります。各処理過程で濁度は常時監視しており、常にろ過水、浄水の濁度を0.1度以下に保ちます。

#### ② 浄水後の水質現況及び水質管理上の留意点

採水地点：学文路1309番地先給水栓・紀見峠集会所・やっちゃん広場・西川浄化センター・浄水場出口（浄水サンプリング栓）の5地点。

[浄水水質現況]

検査項目は全て水質基準を満たしています。

[浄水水質管理]

消毒副生成物(トリハロメタン類)が多く検出されることがあるので、前次亜の注入率を下げ中次亜主体の塩素処理を行うことにより、消毒副生成物の発生を抑制しています。また、浄水施設の出口にてpH値を調整することにより、鉛管からの鉛溶出を抑制します。

[浄水水質管理上の留意事項]

- ・ 原水にかび臭等の原因物質が確認される場合、安全でおいしい水を供給するため、適時粉末活性炭を注入し臭いと味の改善を行います。
- ・ かび臭の原因物質は毎月検査とし適時検査を行います。
- ・ 水質基準全項目（52項目）検査は年4回とします。

#### (2) 定期の水質検査

[検査項目と採水の場所及び項目毎の検査回数]

〈検査項目〉

別表1《水質検査実施一覧表》のとおり。

〈採水の場所〉

配水管の末端等水が停滞しやすい場所を選定し、市内4ヶ所の給水栓（じゃ口）及び浄水場出口で行います。

- ① 学文路1309番地先給水栓
- ② 紀見峠集会所
- ③ やっちゃん広場
- ④ 西川浄化センター
- ⑤ 橋本市浄水場（浄水サンプリング栓）

採水場所の位置図は資料1のとおりです。

採水月別毎の検査内容については、別表2「令和8年度水質検査予定表」のとおりです。

〈項目毎の検査回数〉

《定期検査》の内訳は、水道法施行規則第15条第1項第1号及び第3号により下記のとおりとし、〈採水の場所〉〈項目毎の検査回数〉は、別表1《水質検査実施一覧表》にまとめています。

- ：一日1回以上（毎日検査と記述します。）  
検査回数 365回/年
- ：概ね1箇月に1回以上（毎月検査と記述します。）  
23項目については毎月検査とします。検査回数12回/年
- ：概ね3箇月に1回以上（年4回検査と記述します）  
29項目については検査回数4回/年

〈検査方法〉

毎日検査：浄水場維持管理委託業務者が行います。

毎月検査：水道事業体（橋本市水道施設課）で検査を行います。

年4回検査：29項目のうち24項目は水道事業体で検査を行い、残り5項目は、国土交通大臣及び環境大臣登録水質検査機関に委託します。

### (3) 臨時の水質検査

1) 次に掲げる要件に該当する場合は臨時の検査を行います。

(イ) 水源の水質が著しく悪化したとき。

(ロ) 水源に異常があったとき。

(ハ) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。

(ニ) 浄水過程に異常があったとき。

(ホ) 配水管の大規模な工事、または水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。

(ヘ) その他特に必要があると認められるとき。

2) 臨時の場合の検査項目及び採水地点を次のとおりとします。

(ア) 検査項目は、原則 52 項目全てが対象になります。明らかに検査の必要が無いと認められる項目については検査を省略します。

(イ) 採水地点は、定期検査の場合に準じます。水質の異常内容とその範囲を正確に把握できる地点を選定します。

### (4) 法第 20 条第 3 項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容

定期の検査及び臨時の検査について、5 項目（水銀及びその化合物、ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）、陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤、及びフェノール類）は当事業での検査ができないため、国土交通大臣及び環境大臣登録水質検査機関に委託します。

### (5) その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項

#### 1) 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し

検査ごとに検査結果の評価を行い、異常と認められる場合は、その原因究明と対策にあたります。また、検査結果をもとに水質検査計画の見直しを行います。

#### 2) 水質検査の精度と信頼性確保

水質検査の精度と信頼性を確保するため、一部の項目について同一試料を複数の検査機関で検査を行います。検査を依頼する機関には精度管理を示す書類の提出を求めます。

### 3) 関係者との連携

水源の水質異常時に速やかな対応を行うため、国や県及び市の関係機関との通報連絡体制を整備し、安全な水道水を供給できるよう努めます。また、紀の川流域の関係機関で構成する「紀の川水質汚濁防止連絡協議会」に参加し、情報交換や水質保全を図ります。

### 4) 水質管理目標設定項目及びダイオキシン類にかかる事項

水質管理目標設定項目及びダイオキシン類の検査項目は別表3のとおりです。

水質管理目標設定項目検査は原水、浄水とも国土交通大臣及び環境大臣登録水質検査機関へ委託します。

ダイオキシン類の測定は浄水のみとし、採水場所は、橋本市浄水場浄水サンプリング栓とします。

(水質管理目標設定項目とは、現在まで水道水中では水質基準とする必要があるような濃度で検出されていませんが、今後水道水中で検出される可能性があるものなど、「水質管理において留意する必要がある項目」です)

### 5) クリプトスポリジウム等の検査について

原水の指標菌検査は年4回、原水のクリプトスポリジウム等の検査は年2回とします。

## 4. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び水質検査の結果は以下の方法で公表します。

なお、水質管理目標設定項目及び臨時の水質検査結果についても、水質検査結果を公開します。

(1) ホームページ：<http://www.city.hashimoto.lg.jp/>

(2) 図書の閲覧：橋本市上下水道部 水道施設課

(3) お問い合わせ先：橋本市上下水道部 水道施設課

〒648-0072 橋本市東家1丁目1番19号

電話番号：0736-33-2861

FAX番号：0736-32-8688

Eメール：sui-kou@city.hashimoto.lg.jp

別表 1

《水質検査実施一覧表》

毎日検査	水質検査項目	基準値	検査回数	採水地点※
	色	異常なし	毎日	①④
	濁り	異常なし	毎日	①④
	消毒の残留効果	0.1mg/L以上	毎日	①④
水質基準項目	一般細菌	100個/mL以下	毎月	取水口及び①②③④⑤
	大腸菌	検出されないこと	毎月	取水口及び①②③④⑤
	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	年4回	取水口及び①②③④⑤
	水銀及びその化合物 (委託項目)	0.0005mg/L以下	年4回	取水口及び④⑤
	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	年4回	取水口及び①②③④⑤
	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	年4回	取水口及び①②③④⑤
	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	年4回	取水口及び①②③④⑤
	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	年4回	取水口及び①②③④⑤
	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	年4回	取水口及び①②③④⑤
	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	年4回	取水口及び①②③④⑤
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	毎月	取水口及び①②③④⑤
	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	年4回	取水口及び①②③④⑤
	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	年4回	取水口及び①②③④⑤
	四塩化炭素	0.002mg/L以下	毎月	取水口及び①②③④⑤
	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	年4回	取水口及び①②③④⑤
	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	毎月	取水口及び①②③④⑤
	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	毎月	取水口及び①②③④⑤
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	毎月	取水口及び①②③④⑤
	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	毎月	取水口及び①②③④⑤
	ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸) (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) (委託項目)	0.00005mg/L以下	年4回	取水口及び④⑤
	ベンゼン	0.01mg/L以下	毎月	取水口及び①②③④⑤
	塩素酸	0.6mg/L以下	年4回	①②③④⑤
	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	年4回	①②③④⑤
	クロロホルム	0.06mg/L以下	毎月	①②③④⑤
	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	年4回	①②③④⑤
	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	毎月	①②③④⑤
	臭素酸	0.01mg/L以下	年4回	①②③④⑤
	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	毎月	①②③④⑤
	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	年4回	①②③④⑤
	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	毎月	①②③④⑤
	ブロモホルム	0.09mg/L以下	毎月	①②③④⑤
	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	年4回	①②③④⑤
	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	年4回	取水口及び①②③④⑤
	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	年4回	取水口及び①②③④⑤
	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	年4回	取水口及び①②③④⑤
	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	年4回	取水口及び①②③④⑤
	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	年4回	取水口及び①②③④⑤
	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	年4回	取水口及び①②③④⑤
	塩化物イオン	200mg/L以下	毎月	取水口及び①②③④⑤
	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300mg/L以下	年4回	取水口及び①②③④⑤
	蒸発残留物	500mg/L以下	年4回	取水口及び①②③④⑤
	陰イオン界面活性剤 (委託項目)	0.2mg/L以下	年4回	取水口及び④⑤
	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	毎月	取水口及び①②③④⑤
	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	毎月	取水口及び①②③④⑤
	非イオン界面活性剤 (委託項目)	0.02mg/L以下	年4回	取水口及び④⑤
	フェノール類 (委託項目)	0.005mg/L以下	年4回	取水口及び④⑤
有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3mg/L以下	毎月	取水口及び①②③④⑤	
pH値	5.8以上8.6以下	毎月	取水口及び①②③④⑤	
味	異常でないこと	毎月	①②③④⑤	
臭気	異常でないこと	毎月	取水口及び①②③④⑤	
色度	5度以下	毎月	取水口及び①②③④⑤	
濁度	2度以下	毎月	取水口及び①②③④⑤	

※採水地点

- |                      |            |
|----------------------|------------|
| ① 学文路1309番地先給水栓      | ② 紀見峠集会所   |
| ③ やっちゃん広場            | ④ 西川浄化センター |
| ⑤ 橋本市浄水場 (浄水サンプリング栓) |            |

# 別表2

## 令和8年度 水質検査予定表

年月	項目等	検査者	浄水	浄水	浄水	浄水	浄水	原水
			① 学文路1309番地先給水栓	② 紀見峠集会所	③ やつちよん広場	④ 西川浄化センター	⑤ 橋本市浄水場浄水タンク内	取水口
令和8年4月	水質基準項目(毎月検査)	自己	●	●	●	●	●	●
	水質基準項目(47項目)	自己						
	水質基準項目(委託)	委託						
令和8年5月	水質基準項目(毎月検査)	自己						
	水質基準項目(47項目)	自己	●	●	●			
	水質基準項目(全項目委託)	委託				●	●	●
令和8年6月	水質基準項目(毎月検査)	自己	●	●	●	●	●	●
	水質基準項目(47項目)	自己						
	水質基準項目(委託)	委託						
	クロプトスホリジウム等指標菌	自己						●
令和8年7月	水質基準項目(毎月検査)	自己	●	●	●	●	●	●
	水質基準項目(47項目)	自己						
	水質基準項目(委託)	委託						
	ダイオキシン類	委託					●	
令和8年8月	水質基準項目(毎月検査)	自己						
	水質基準項目(47項目)	自己	●	●	●	●	●	●
	水質基準項目(委託)	委託				●	●	●
	クロプトスホリジウム・シアルジア	委託						●
令和8年9月	水質基準項目(毎月検査)	自己	●	●	●	●	●	●
	水質基準項目(47項目)	自己						
	水質基準項目(委託)	委託						
	クロプトスホリジウム等指標菌	自己						●
令和8年10月	水質管理目標設定項目	委託				●		●
	水質基準項目(毎月検査)	自己	●	●	●	●	●	●
	水質基準項目(47項目)	自己						
令和8年11月	水質基準項目(委託)	委託						
	水質基準項目(毎月検査)	自己						
	水質基準項目(47項目)	自己	●	●	●	●	●	●
令和8年12月	水質基準項目(委託)	委託						
	水質基準項目(毎月検査)	自己	●	●	●	●	●	●
	水質基準項目(47項目)	自己						
令和9年1月	水質基準項目(委託)	委託						
	水質基準項目(毎月検査)	自己	●	●	●	●	●	●
	水質基準項目(47項目)	自己						
	水質基準項目(委託)	委託						
令和9年2月	水質基準項目(委託)	委託						
	水質基準項目(毎月検査)	自己	●	●	●	●	●	●
	水質基準項目(47項目)	自己						
	水質基準項目(委託)	委託				●	●	●
令和9年3月	クロプトスホリジウム・シアルジア	委託						●
	水質基準項目(毎月検査)	自己	●	●	●	●	●	●
	水質基準項目(47項目)	自己						
	水質基準項目(委託)	委託						
令和9年3月	クロプトスホリジウム等指標菌	自己						●
	水質基準項目(委託)	委託						

別表3 水質管理目標設定項目及びダイオキシン類実施一覧表

	検査項目	目標値 (mg/L)	検査頻度	採水地点	令和7年度の検査結果
1	アンチモン及びその化合物	0.02以下	1	取水口及び④	0.002mg/L未満
2	ウラン及びその化合物	0.002 (暫定) 以下	1	取水口及び④	0.0002mg/L未満
3	ニッケル及びその化合物	0.02以下	1	取水口及び④	0.002mg/L未満
4	1, 2 - ジクロロエタン	0.004以下	1	取水口及び④	0.0004mg/L未満
5	トルエン	0.4以下	1	取水口及び④	0.04mg/L未満
6	フタル酸ジ (2 - エチルヘキシル)	0.08以下	1	取水口及び④	0.008mg/L未満
7	亜塩素酸	0.6以下	1	④	0.06mg/L未満
8	二酸化塩素	0.6以下	1	④	0.06mg/L未満
9	ジクロロアセトニトリル	0.01 (暫定) 以下	1	④	0.001mg/L未満
10	抱水クロラール	0.02 (暫定) 以下	1	④	0.007mg/L
11	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	1	取水口及び④	1未満
12	残留塩素	1以下	1	④	0.25mg/L
13	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10以上100以下	1	取水口及び④	43.6mg/L
14	マンガン及びその化合物	0.01以下	1	取水口及び④	0.005mg/L未満
15	遊離炭酸	20以下	1	取水口及び④	1.0mg/L未満
16	1, 1, 1 - トリクロロエタン	0.3以下	1	取水口及び④	0.03mg/L未満
17	メチル - t - ブチルエーテル	0.02以下	1	取水口及び④	0.002mg/L未満
18	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3以下	1	取水口及び④	1.5mg/L
19	臭気強度 (TON)	3以下	1	取水口及び④	1未満
20	蒸発残留物	30以上200以下	1	取水口及び④	76mg/L
21	濁度	1以下	1	④	0.1未満
22	pH値	7.5程度	1	④	7.94
23	腐食性 (ランゲリア指数)	-1程度以上、極力0に近づける	1	④	-0.6
24	従属栄養細菌	1mLの検水で形成される集落数が2,000以下	1	取水口及び④	3800
25	1, 1 - ジクロロエチレン	0.1以下	1	取水口及び④	0.01mg/L未満
26	アルミニウム及びその化合物	0.1以下	1	取水口及び④	0.10mg/L

ダイオキシン類	1 pg TEQ/L (暫定) 以下	1	⑤	0.00033pgTEQ/L
---------	--------------------	---	---	----------------

## 採水の場所の位置図 (資料 1)

- ① 学文路 1 3 0 9 番地先給水栓
- ② 紀見峠集会所
- ③ やっちゃん広場
- ④ 西川浄化センター
- ⑤ 橋本市浄水場 (浄水サンプリング栓)

